平成２１年（フ）第１８４０号
広島市西区上天満町10番10号
債務者　畑山　勝義
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５５号
広島市中区十日市町２丁目２番10―703号
債務者　根本　紀量
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７２号
広島市安芸区矢野南５丁目16番12号
債務者　大杉　隆信
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５０号
福岡県久留米市東合川６丁目４番18―103号、旧住所福岡県久留米市野中町319番地６
債務者　清水　勝徳
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７８６号
鹿児島県鹿児島市吉野町3453番地９
債務者　二階堂ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７８８号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目５番地15　セジュールＴＳ102号
債務者　池田　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
沖縄県浦添市勢理客１丁目14番13―102号　プロスペクトマンション
債務者　岩本亜希子（旧姓里村）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３００号
北海道苫小牧市字糸井149番地の75　プロジェクト苫小牧Ⅰ　202
債務者　森　　奈緒（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第９１４０号
大阪府八尾市南植松町１丁目１番地の１　アーバンライフ浅尾203号
債務者　池永　順幸
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３７９号
大阪府高槻市郡家本町51番11―101、住民票上の住所大阪府高槻市川添２丁目10番１号
債務者　諏訪原尚乎こと　諏訪原ひさ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６２６号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番12号　ロイヤル俊徳Ⅰ　310号
債務者　坂野　吉一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５２号
大阪府門真市城垣町２番16号
債務者　岩崎左官工業こと　岩崎　　昭
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１０号
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―1107号
債務者　服部　　彰
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９８号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目４番16―402号
債務者　川村　純子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２１号
大阪府交野市森南３丁目35番13号
債務者　濵野　行秀
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３７号
大阪市東成区東小橋１丁目８番16号
債務者　小金　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４４号
大阪市東成区東今里１丁目２番５号
債務者　松川登美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３２号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ３―204号
債務者　村上　幸枝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部